

## 道立学校における「いじめによる重大事態」への対応について

H30. 8. 22 総合政策部政策局総合教育推進室

## 1 経過

時 期	主な事項
平成28年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>道立学校の生徒（以下「A」という。）とその保護者から、当該学校等に対して、文書により、所属しているバレーボール部内において、同部の生徒からいじめを受けているという申立て。</li> <li>学校は、生徒等からの申立てに基づき、「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出。</li> <li>北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」による調査を実施。</li> </ul>
平成29年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>道教委は、北海道いじめ問題審議会が作成した調査報告書を知事に提出。（北海道いじめの防止等に関する条例第29条第2項に基づく保護者からの意見を記載した書面を添付）</li> </ul>
平成29年 5月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「再調査の必要性の有無」について、「北海道いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）に対し意見を求め、調査委員会は15回にわたり審議等を実施。</li> </ul>
平成30年 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査委員会は、「再調査の必要性はない」旨を決定し、知事に回答。</li> </ul>

## 2 北海道いじめ問題審議会による調査報告書の内容

## (1) 「いじめによる重大事態」の概要

Aは、当該学校の所属しているバレーボール部内において、平成27年から、同部に所属する複数の生徒からいじめを受け、断続的に学校を欠席し、28年4月に進級したが、中途から欠席が多くなり不登校となった。

なお、Aの保護者からの申立ての文書には、Aは、病院から診断を受けたとの記載がある。

## (2) 北海道いじめ問題審議会の活動状況

- 同審議会調査部会により調査を実施。（調査部会を計10回開催、関係者から計6回聴き取り調査を実施）
  - いじめについて、申立てのあった行為（8項目）を中心に調査・審議。
  - 聴き取り調査の対象は、本事案に関係する生徒、教職員及び保護者。
- なお、生徒への聞き取り調査については保護者の了承を得られた場合のみ実施。

## (3) いじめの有無の判断

申立てのあった8項目のうち、次の4項目について、いじめと判断している。

申立ての内容（概要）	いじめの有無
①スパイク練習時におけるトスの扱い等 スパイクの練習時において、加害生徒が、Aに対して、トスを上げにくい場所に球を抛ることが続いた。Aが改善を申し入れてもやめることはなかった。	加害生徒、教諭が、トスを上げにくい球出しを行ったという事実を認め、いじめがあったと判断する。

申立ての内容（概要）	いじめの有無
②スパイク練習時における回数 スパイクの練習時において、トスは2名体制でAが偶数回にトスを行っていたが、加害生徒がAのトスの練習回数が少なくなるような奇数回での練習の指示を繰り返した。	加害生徒、教諭が、スパイク練習を奇数回で行った事実を認めており、いじめがあったと判断する。
③サーブ練習時における加害生徒の声かけ サーブ練習時において、加害生徒がAに「あいつのサーブ、デカイから見逃せば外れるぞ」等と事ある毎にヤジを言った。	加害生徒、教諭が、指摘されるような声かけを行った事実を認めており、いじめがあったと判断する。
④加害生徒によるAと他の生徒の対応の差異 Aがトスを上げ、加害生徒がスパイクを失敗した時、Aが加害生徒にトスに対する意見を聞いたが、素っ気ない回答をした。	加害生徒が、Aと他の生徒に対して違った対応をした事実を認めており、いじめがあったと判断する。

### 3 北海道いじめ調査委員会による再調査に係る意見の概要

#### (1) 再調査の必要性

なし

#### (2) 上記の理由（資料2「いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）」記書き）

- ・ 本事案については、当該学校及び北海道教育委員会がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- ・ 保護者の「意見書」による指摘事項も含め、調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- ・ 北海道教育委員会等では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、次のようないじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。
  - ① 平成30年2月に改定した「北海道いじめ防止基本方針」が示す、いじめの定義や認知にあたっての留意点について、全ての教職員に、より一層の周知と確認を図ること
  - ② 「学校いじめ対策組織」が実際的に機能するように取り組みを図ること
  - ③ 北海道教育委員会の学校に対する支援を明確化し適切に実施するとともに、外部専門家の活用を図ること
  - ④ 北海道いじめ問題審議会調査部会と北海道教育委員会との役割分担を明確化し、調査の公平性・中立性の確保を図ること
  - ⑤ 当該学校において、今回の事案や調査報告書の提言などを踏まえ、いじめ再発防止に向けて取り組むこと

### 4 道教委及び学校における具体的な再発防止策について

#### (1) 北海道教育委員会の再発防止策（主な事項）

- ① 平成30年2月に、「北海道いじめ防止基本方針」（以下「方針」という。）を改定した際、本事案等も踏まえ、次の事項を新たに加え学校等に周知するとともに、学校いじめ防止基本方針についても、道の方針の改定内容を踏まえた点検・見直しを行い、学校におけるいじめ防止等の対策が適切に行われるよう指導した。
  - ・ 学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である

が、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。(方針Ⅰの1の(2)のア)

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。(方針Ⅰの1の(2)のア)
- ・ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。(方針Ⅰの1の(2)のア)
- ・教職員は、いじめを発見した場合等は、速やかに学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。(方針Ⅰの2の(1)のイ)
- ・教職員は、学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。(方針Ⅰの2の(1)のイ)
- ・教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。(方針Ⅰの2の(1)のイ)
- ・学校が、当該学校の内いじめに係る状況や対策などをPTAや地域の関係機関、団体等と個人情報取扱に留意の上、早期に情報共有しながら、連携・協働した取組を進められるよう支援する。(方針Ⅱの2の(3)のア)

② 平成30年4月に、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカーガイドライン」を作成し、活用方法の具体例を明示した。

③ 調査を行う調査部会と支援を行う道教委との役割分担について、これまで以上に調査の中立性、公平性が確保できるよう検討するとしている。

#### (2) 当該学校の再発防止策（主な事項）

① 平成29年10月に、教職員は個人で判断せずに組織的に対応することなどを新たに加え、「学校いじめ防止基本方針」を改定し、職員に周知した。

② 平成29年10月に、いじめの防止等の具体的な指導プログラムをまとめた「学校いじめ防止プログラム」を策定し、職員に周知した。

③ 管内生徒指導連絡協議会、生徒指導研究協議会等に参加し、今日的な生徒指導上の課題について情報を得るとともに、校内で理解を深めた。

④ 部活動に関して、年4回程度、職員会議において情報共有するほか、部活毎に通信を発行し保護者に配付した。

⑤ 教育相談を一人の生徒と個人面談形式で年間4～5回実施し、進路や学習相談のほか、日常生活も話題にするなど、いじめを認知する機会を充実した。

#### 5 再調査に係る知事の判断について

調査委員会からの意見を受け、再調査を行わないことを決定した。(H30.8.20)